

## 天理市告示第72号

令和7年度の天理市国民健康保険料率を下記のとおり決定したので、天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）第15条第3項、第15条の6の5第3項及び第15条の11第3項の規定により告示する。

令和7年4月1日

天理市長 並 河 健

### 記

#### 1 基礎賦課額の保険料率

##### （1）所得割額

基礎控除後の総所得金額等の100分の7.64

##### （2）被保険者均等割額

被保険者1人について、27,600円

##### （3）世帯別平等割額

1世帯について、20,000円

## 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

### (1) 所得割額

基礎控除後の総所得金額等の100分の3.27

### (2) 被保険者均等割額

被保険者1人について、11,500円

### (3) 世帯別平等割額

1世帯について、8,400円

## 3 介護納付金賦課額の保険料率

### (1) 所得割額

基礎控除後の総所得金額等の100分の3.03

### (2) 被保険者均等割額

被保険者1人について、16,900円